

第14回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	1 横浜市景観ビジョンの改定について（審議）
日時	平成29年7月31日（月） 午後3時30分から5時まで
開催場所	関内中央ビル3階 3A会議室
出席者（敬称略）	委員：西村幸夫（部会長）、国吉直行、清水靖枝、佐々木葉、中津秀之 書記：小池政則（都市整備局企画部長）、嶋田稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局都市デザイン室長）、鴫田傑（都市整備局景観調整課長） 説明者：議題1：山田渚（都市整備局都市デザイン室担当係長）
欠席者（敬称略）	委員：加藤仁美、鈴木智恵子
開催形態	公開（傍聴者2名、記者0名）
決定事項	議題1：本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。
議 事	<p>横浜市景観ビジョンの改定について（審議）</p> <p>資料1について、市から説明を行った。</p> <p>○西村部会長 全体の構成、横浜らしい景観をつくるポイント、今の実録集と3つのポイントがあると。全体としては大きな話から少し細かい話にしていこうと思います。</p> <p>最初、確認なのですが、市役所の中にも景観協議の担当部局が増えたので、現場で根拠になるようなことを拡充したというわけですね。今までのものは市民に対して景観というものを身近なものとして考えていくかということに割と重きが置かれていたわけですが、そこが今回のポイントとして加わったと。まずは全体の構成からいかがでしょうか。</p> <p>○佐々木委員 実効性はある程度担保するという意味では、行政職員に対しての位置づけ、特にこのビジョンが横浜市全体の施策を推進していくときの中の位置づけがこうであると最初に明快に記述するような構成になったことは非常にわかりやすいかなと思っております。また、方向性も、これから具体的にどんな書きぶりになるかによるのですが、基本的にはメリハリもついたし、よいのではないかなという印象です。その上で、例えば横浜らしい景観をつくるポイントについては、細かい部分を少し議論できればと思っています。</p> <p>○西村部会長 平成18年度版から今回版に変わるとどこがどのように変わったのかについては、どのような説明になりますか。テーマについては、位置づけとかは変わらないわけですね。</p> <p>○梶山書記 この10年で時代が変わったところについては表記などを変え、目標も新たに変わっていきたいと思うのですが、大きく変わった部分が、実践編として使えるようなところにする点だと思っております。今日の説明ですと、事業者とか行政職員向けという話だったのですが、前回、市民の方にも使えるような実録集というものもあり、それもあわせて市民に対しても、行政職員、事業者に対しても、実際の協議の場とかで使えるようなものというものをかなり意識して改定していきたいと思っております。</p> <p>○中津委員 これは今この段階で議論するのは相当難しい話だと思っています。今枠組みの話で議論して、この後デザインなどの肉づけした後に、やっぱり枠組みから変えたほうがいいですよとわかったときに、戻れる話なのですか。今の説明を聞いても、改定前のものを聞いても、何一つおかしいことはないが、ここ数年の都市美審の議論とその結果できた町並みを見比べたときに今回の改定の多分一番重要なポイントとすべき点があります。それは都市美審などで景観上の良好な町並みをつくるために、行政からお願い事をしても事業者が動いてくれない場合にどうするのかということだと思っております。</p> <p>そういうことを考えると、この枠組みよりも一つ一つの個別の中での話し方だったり、事例の提示の仕方だったりが必要かなと。枠組みに関してはいいかなという気がしますが、できることであれば、ちゃんと書いた後に、もう一度戻って議論できるような時間的な余裕があったほうがいいという気がします。</p> <p>○西村部会長 これからの審議のやり方にも関わりますが、この方向でいいとなれば、次の都市美審にはこれがもう一回説明されますか。</p> <p>○梶山書記 先ほど、最初の「今回の審議のポイント」のところを進め方をご説明させていただいたのですが、次回本会のときは今日出た意見をさらにブラッシュアップしてということになるかと思っております。その後、</p>

政策検討部会を2回ほど予定しておりますが、まさにその書き方の具体的な内容について議論していただきたいと思っております。ですので、その点で、例えば構成、枠組みについても、見直したほうがいい点も含めて具体的な内容についても検討していただければと思っております。

○西村部会長 時間的余裕はないわけではないが、そこはやってみないと、本当にこの枠でいいかどうかわからないではないかという話ですよ。今中津先生がおっしゃった、具体的に事業者と協議するときに、この景観づくりのポイントという、H18年の景観ビジョンでのテーマのようなものがあつたほうが、協議が行いやすいようになるということですか。

○梶山書記 これまで都市美審でも事業者と協議するときに使えるものにならないのかというご意見をいただいていたと思うのですが、例えばデザインの協議とかについては、景観協議地区であればそういった協議地区の内容とか、地区計画であれば地区計画という、もっとブレイクダウンした計画が必要になると思うのです。ですが、そういったものを策定する上での指針となるものが、行政の協議する職員にも必要ですし、協議する事業者に対しても、こういったものが必要ですよというものが、お示しできるようなものが必要だというのが実際の協議をしている担当部署からも出ておりました。これがすべて協議をする指針になるというものではないのですが、それをつくるときの土台の指針というようなことでは、使えるようなものにしていきたいということです。

○中津委員 それであれば都市デザインビジョンとの違いや、これとの組み合わせ方、具体的な事例の示し方というのをもうちょっと踏まえた上で、この改定案を見たほうがいいと思います。

○梶山書記 都市デザインビジョンにつきましては、これまで何回かご説明させていただいていたのですが、理念をまとめさせていただいたものです。具体的なこういった景観づくりをなささいというような指針までは踏み込んでいないというのが実際のところあります。理念としては都市デザインビジョンを掲げながら、景観ビジョンについてはもう少し具体的な協議の内容などを入れていくような形でまとめていきたいと思っております。

○中津委員 あくまでも設計者の立場でいくと、設計して、いろいろと許認可を取って、実際施工することを考えると、ゼネコンの人たちはプロセスをタイムテーブルとして組むわけですが、その中に景観ビジョンをどう位置づけるかと確認しているわけです。都市デザインビジョンがあつて、景観ビジョンがあつて、それで景観アドバイザー会議があつて、それらがつながったタイムテーブルというのが、まずフローとして矢印でつながっているような、具体的な体系化されたダイアグラムのようなものがあつたほうがいいと強烈に思っています。つまり、行政職員の方々を含めいろいろな立場の人に示せるような1枚の大きな見開きの何かがあればわかりやすいかなと思うのです。

○梶山書記 机上の過去資料の中で、都市デザインビジョンの位置づけというものはありますが、中津先生がおっしゃられたのは景観ビジョンだけでなく、都市デザインビジョンや他の具体的な計画などを含んだダイアグラムだと思います。まだ作成できていないのですが、資料編の中で図のようなわかりやすい形でつくってきたいと思っております。

○佐々木委員 言うことを聞いてくれない人に対しての歯止めにするためには、何か仕事をするときに必ずこれをチェックしたかという位置づけにしておくことが必須だと思うのです。土木、公共事業系のほうでは、2003年の美しい国づくり政策大綱を出した後に、道路・防護柵・河川などについてデザインガイドラインを作りました。ただし、あまり使われず12年程時間も経つたため改定しました。ここで一番大きく変えたのは、多くの分野に浸透させるために、特記仕様書にデザインガイドラインを参照しろという言葉を入れるという通達を出すことだったのです。

景観ビジョンでできるかはわかりませんが、横浜で何か仕事をしようと思うのであれば、地区上の位置づけに関わらず、横浜の景観を形成する一構成要素なのだから、必ずこのビジョンの理念を参照すべしと。つまり横浜市の方針別計画に位置づけられていることの意味をわかりやすくするために、実際に事業をされる方に対して噛み砕いたメッセージを書けないでしょうか。

例えばこの中に、横浜らしい景観をつくるポイントや、地域ごと話が出てきます。「当該物件についてはこのポイントのここについてはちゃんと配慮しているか」とか、「このプロジェクトはこの高密度な既存市街地にあるからこうすべし」という交渉事に景観ビジョンが位置づけられるということ、まさにフロー図的に、明確に最初にチェックポイントとしてこれは必ず見てくださいという書き方は、この構成の中でも可能かなと思います。

○西村部会長 なるほど。ただ、これはもうちょっと考え方のレベルで書いてあるのですよね。ガイドラインみたいに、これを見たら何か答えが決まるというものとちょっと違うので、どういうふうを書くかが難し

いですが、参照や考え方としては見てもらってもいいと思います。

○国吉委員 景観づくりのポイントについては、より具体的なところで参考になるものが欲しいという現場の声があるということなのですが、でも理念的なところで、その枠組みがこういうことを下地に進めていますよという、そういった細かいこと、アイデアとか、そういうものを、書く前の下地を書いているということですね。

大きな枠組みから細かいところに行くときに、どの辺にウエートをつけて、これからつくっていっただけなのかというのが見えて初めて、それだったらもう少し大きな枠のところでも書いておいたほうがいいのか、そういう話になるのではないかと。

実用面で、先ほど中津先生がおっしゃったところも踏まえて、どの辺にウエートを置いていきたいかがその後の文で出てきて、それを特にフォローする部分として、こういうところをここのところに入れておきましたとか、抽象的でもいいのですが、そういう関係で説明されると説得力が出てくるかなと思います。

○西村部会長 国吉さんに聞きたいのですが、協議というのはガイドラインがなくて、その中で決めていきますという部分と、ガイドラインがないためになかなか説得できないという話には、バランスが難しいような気がするのですが、どんなものですか。

○国吉委員 協議型のところが一番難しいのでしょうかけれども、協議型も、目指していることはこういうことで、それに対して、解決策としてこういう幾つかの実践例がありますというのを示して、そこから理解していただくということしかできないのかなと思います。これでなければならぬというのはないわけですから、協議型というのは相手の創造性も引き出すというところがあるので、それを超える、こういうのはどうですかというのが向こうから出てきてもいいような、そういう協議の資料ができれば、それはまた価値があると思うのです。それは余り今までつくれていませんから。

○西村部会長 今回の資料の中で、「実録集」があり、協議をやった結果が載っているということですよ。だからそれを見ると、何か知恵をお互い出し合ったらこういうふうになった、だからそういうことをここでもやってほしいとか、そういうことになるのでしょうか。

○国吉委員 協議の内容を推測させる資料として、それを用意されるということですよ。この協議型のところだけでも、全体の中のその次の段階も含めて深掘りして、そういうのを用意してくれると、これはどうほかの項目につながっていくのかというふうに理解できるかもしれないですね。

○西村部会長 逆に言うと、協議型も入れて、何かこれを使うときのイメージみたいなものがあると、クリエイティブな使い方としての例があると、もう少しわかりやすいということですかね。担当者が使えるようにといっても、公式を書いて単純に使えるようなものでは意味がないでしょうし。

○清水委員 私は市民側のほうでお話しさせていただきますが、今お話を伺っていると、行政の方々に歯止めをかけるような、そういう方向に市民から見るととられやすいと思います。ところが市民は本当に小さな町の中でまちづくりをしていて、景観や他の様々なことも気にしています。そのときにこの景観ビジョンが市民の中にずっと、入っていくかどうかがとても大切なことだと思うのです。

例を言いますと、今ここにすばらしい緑やすばらしい公園があって、その緑が好きで越してくる人がいます。ところが越してきた途端に枯れ葉が困るから緑を切れという声が出てきてしまう。そうすると行政は切らざるを得ない。すると、公園の形がどんどん変わってしまったり、生態系も変わってきます。本当にこのような小さいことも踏まえながら、市民もこの景観ビジョンの中で、自分たちもそこに越したらそのビジョンを会得しながら、どうやって生活していくかということが市民の皆さんに伝わるようなものであってもいい。だから市民向けにももう少し易しいものがあるといいかなという気がします。だから行政さんにもオーケー、一般市民にもオーケー、誰にもオーケーという1つにまとめたものというのは、私は今お話を聞いていて非常に難しいかなと。だからこそ多分行政がここに入ってきたのではないかなと思うのですが、行政も区役所から国まで様々です。市民といっても、まちづくりをやっている人もいろいろな人がいますから、どこに的を絞るかは非常に難しいかなと思います。

○西村部会長 なるほど。事務局としてどうでしょうか。

○梶山書記 まず改定の方針、資料1-2に書かせていただいている序章のところ、序章の一番前「本誌の使い方」というところで、市民や事業者にとっての使い方を書かせていただこうと思っております。先ほどの実践編も、今回は追加したところのご説明だけになってしまいました。1番というのが先ほど言ったような事業者との協議に使うようなものなので、実践編の2番というのは今まで説明させていただいていた「身近な景観づくりの方法」という、市民の方が地域の魅力などに気づききっかけづくりになるような資料としてつけていきたいと思っております。両者を同じものでやるというのはかなり難しいというところがご

ざいますので、それぞれ分けた形で実践編を作成していきたいと思っております。

○西村部会長 実録集をつくるにあたって市民の側から考えるべきではと言われている気がします。資料1-4で出ている実録集は、日本大通りでなくても、何か行政側がいろいろと介入したらここまで頑張れますと読めてしまう。市民も読むとすれば、ジブンゴトとして何か考えられるように書いてあるといいかもしれないですね。両方が一緒にできることは難しそうな気もするけど、いかにもここにある日本大通りの例は、上から目線のような感じになります。それも必要ですが、全部がそれでは市民の人から見ると、何か自分たちの暮らしは全部行政側にコントロールされているのかみたいと思われるかもしれない、難しいですね。行政側がやる部分と市民の気づきの部分を2つとも実現しようとする事自体がとてもチャレンジなことなのですね。

○佐々木委員 実録集については、平面図や断面図などもあったほうが協議の内容とか効果がわかりやすいのではないのでしょうか。また、取り上げたい事例の中に、市民サイドでの工夫の例については、素晴らしい事例を、人・まち・デザイン賞でたくさん表彰してきています。その講評文も参照できるように入れていただければ、2つのタイプをうまくこの実践編の実録集に取り入れられるかなと思います。

○中津委員 本当にそう思うのですが、それは結果的に人・まち・デザイン賞で表彰されるようなことを、より具体的にシステムの中に取り込んだほうがいいかなと思っています。設計から施工から管理まで一貫して管理するBIMなどが出てきていますが、景観の中でも協議しているところから設計して、それが竣工して、どういうふうの人に愛されていくかというところを全部一貫して1本のシステムとしてつなげていくべきではと思うのです。それをこういう景観ビジョンとかアドバイザー会議などで示せないかと。

そういう中で、最終的に事業者や設計者にとってプラスになるように、ムチよりはアメの部分の評価をしていく。具体的には、何か入札のポイントが変わるとか、景観を大事にしてつくられた建物がそうでないものより売上げが伸びるといったデータかもしれない

ムチで厳しく業者を締めつける時代はもう遅いという気がしていて、もっと楽しくなる、それが最終的には経済的な効果も生み出す、個別の施主の経済効果にもなり、プライドになっていくし、設計者も事業主もうれしくなるようなもの。何かそういうものをシステムティックにできたほうが良いと強く思います。だからこれは実践編とかと分けてしまうよりも、それも含めて景観の1つのシステムみたいなものを何かつくったほうが良いかなと。根底に流れている景観の行政的な考え方として、規制するのではなくて、ムチよりもアメによるように議論したほうが良いかなという気がします。

当然、その中に市民は入ってきますし、まち普請もあるでしょう。しかし、実録集の事例を業者にばっと見せても、何の足しにもならないのです。例えば、このプロジェクトの部分の小さい一つ一つを、パターンランゲージではないですが、もっと因数分解して、小さなものの小さな空間がどのように積み重なっているかをちゃんと解説して図式化しないと、誰も真似してくれないし、具体的に引用もしてくれない気がします。

○西村部会長 すごく大きな話とすごく細かい話と両方ですね。

○国吉委員 もともとこの景観ビジョンをつくるときに、確か参加型のまちづくりが今後どう展開していくかも念頭にしたと思います。その市民型で地域型のまちづくりの新しい部分を見せたほうが良いのかもしれない。極端に言うと、2つの軸で景観はつくるのだというふうに言ってもいいのではないですか。公共サイドが場合によっては引っ張っていくべきところもあるし、でも多くは市民が地域でつくっていくという時代が来ていることを前面に出してもいい。都心部でも、元町の仲通りはあのような狭いところを工夫して、誘導型地区計画などを導入したりしています。郊外でも市民活動が沢山あるわけですから、公共と民間の両面で作る町がどうなるのだろうと推測されるようにしてはよいのではないのでしょうか。

○西村部会長 今回の説明でなかった、市民による景観づくりと2つがあることがこれの特色であり、それが平成18年から大きく変わったところだとうまく説明がつけばいいということでしょうか。

○佐々木委員 資料1-3の「横浜らしい景観をつくるポイント」というところですが、まずこの2番目の「快適な歩行者空間の景観形成」、「安全で」について、この「歩行者が楽しめる仕掛けとして、歩道を活用したオープンカフェの」というあたりは、どちらかというところ8番目とかなり内容的に似てくるという感じがします。歩行者空間の部分に、例えばスローモビリティの話も入れてもいいのではないかなと。例えば自転車も含めて、スローなモビリティが町を魅力的にしていくとも思います。

4番目の水と緑について、昔からある花と水と緑の延長線上みたいに見えるところもあるので、グリーンインフラ的なキーワードを入れるとバージョンアップになるかなと思いました。

5番目の広告物について、イベントの一瞬のものであるので、プロジェクトマップの事例をここにあえて入れることには意見はあるのではないかなと思います。ずっとあり続けるもののほうでこの事例は

固めてもいいのかなと。

6 番目について、人・まち・デザイン賞の事例やまち普請での事例が適当なのではないかなと思いました。

7 番目について夜間景観を入れるのはいいのですが、「印象的な」というと、それこそ業者さんがすごく派手なものを持って、これ印象的でしょうと言われたときに困るかもしれないので、昼間見えづらい地域の個性とか、町の個性を引き立たせるというような形容詞のほうが良いかもしれません。

○西村部会長 ありがとうございます。いろいろとバージョンアップできそうですね。魅力的な景観が地域の価値を生み出していくということも、全体の最終的な方向の1つとしてどこかにうまく入れられるとよいですね。単にコントロールするだけではなくてアウトプットとして目指していくような感じで。

○中津委員 常に景観という言葉は、何か建築的なテーマと思われがちなのですが、建築は手法であって、都市も手法であって、目的は人間だということをここでちゃんと宣言することをイメージしてほしいなど。景観ビジョンの中では常に市民生活と言うのです。市民生活と言うと、すごく何か遠くから俯瞰しているとか、他人事のように感じます。別に一人称単数にする必要は全くないのですが、例えば歩行者空間というのも、歩行者と言った瞬間にすごく他人事のような感じもするし、歴史的資源のところは人間という言葉がほとんど出てこないです。何か常に景観を考えると、生活というよりも人を重要な要素として、そのイメージが文の中から染み出してくればうれしいなという気がしています。難しい話ですが。

○西村部会長 ありがとうございます。非常に重要なことですね。深い話ですね。

○国吉委員 ただ景観法の体系とも関係していて、景観法自体が人や活動を入れていないので、多分空間的なものにウエートを置かざるを得ないのかなと感じます。

○西村部会長 景観ビジョンは、景観法ができて、景観計画をつくらないといけないときに関連してできてきたものでしたか。

○梶山書記 景観法が施行されまして、その後に景観地区とか景観計画とかを横浜市も策定することになり、その上位計画として景観ビジョンを策定したということです。

○西村部会長 だからそこから余り飛び離れていると、また別の施策領域ではないかと言われてしまうということになるわけですね。でも例えば序章や最後などに入れるのは十分あり得るのではないかと。

○中津委員 教科書で出てくる景観というのは、業者の設計担当から見れば、逃げ道だらけなのです。逃げ道だらけのマニュアルしかできず、時間をかけて議論をしても意味がなくなってしまうのです。それを縛るスピリッツが人なのです。超高層ビル街の景観のいろいろなお手伝いをしている中で、人の話を議論することがあります。具体的には、どういう段差、座りたくなるような段差をどこに仕込むかと。それをどういふうに地域ならではの、人のための都市のあり方というのをいかに具体的に、規制でなくてアメとして、設計者とか事業者の前にぶら下げるかということをもっと考えたほうがいいかなと思うのです。

○西村部会長 どういう形で生かせるか、お手並み拝見ですね。いろいろな意見は出ているので大変難しい問題ですが、それも余り普通ことを言ってもしょうがないですからね。

それでは、全体として見ると、こういう枠組みの変更もそれなりにわかるけれど、いろいろとつけ足してほしいものがたくさんあるということがたくさん出ましたので、工夫してもらいたいと思います。最後に事務局で確認をしてください。

○梶山書記 ありがとうございます。本日ご審議いただきました内容の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、こちらの全体の改定方針、構成についてですが、枠組みとしては一定の理解をいただいたと思っておりますが、具体的に、実際に書いてみますと、そこら辺の枠組みについても再度検証が必要ということもあるということもご意見をいただきましたので、それは具体的な検討の中で再度こういったものに戻りながら検証させていただければと思っております。

また、今日は協議型や事業者向けの追加した点について説明が中心になってしまいましたが、市民が主体的なまちづくりというのが非常に重要だというご意見をいただきましたので、それは枠組みや、この改定の内容としても行政主体の部分と市民が主体的にもっとやっていくところをちゃんと前面に打ち出しながらまとめていきたいと思っております。

次に、規制型ではなく景観づくりによって、より一層、事業者にとっても、市民にとってもいいことであることを、全体のシステム設計のようにもっと検討したほうがいいのではないかというご意見もいただきま

	<p>した。例えば特記仕様書に結びつけるといったように、より一層誘導とか、まちづくりが進められるかということを検討しながら、枠組みを検討していきたいと思っております。</p> <p>資料1－3については個別に佐々木先生からもいろいろとご意見をいただきました。実録集につきましても、市民の方の実践的な部分をもっと取り上げたほうが良いということもございました。さらに具体的な事例をまとめていく中で、ここの大きな枠組みの中でももう少し具体的な事例を入れるとか、もう少し掘り下げていった中でどういったところが必要かということも検証して、入れていくところについては追記していきたいと思っております。</p> <p>全体としましては上記のような話になるかと思いますが、個別の意見の中で、今回、大きな枠組みとして協議をやっていくということと、あと市民が主体的にやっていくところを全面的にしっかり押さえながら、まとめていく形で整理していければと思っております。議事のまとめは以上です。</p> <p>○西村部会長 ありがとうございます。次の全体の審議会では新しい委員もいるので、改定したところだけを細かく説明されるよりは全体のバランスも含めて説明をされると理解が進むと思っておりますので、よろしくお願ひします。さて、次回の日程等について、事務局からご説明ください。</p> <p>○梶山書記 次回の政策検討部会につきましては、年度明けてからまた改めて、日程調整させていただきます。都市美対策審議会の本会について、第123回の都市美対策審議会、9月12日に行います。次回の政策検討部会につきましては、委員改選後の11月頃を予定しております。</p> <p>閉 会</p>
資 料	<p>資料1：横浜市景観ビジョンの改定について</p> <p>資料2：第13回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、会長が確認する。 ・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。